

令和8年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

令和 8年 6月19日（金）

午前 9時54分 開 議

午前11時47分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第20号 議員の派遣について

日程第 4 報告第 4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

日程第 5 報告第 5号 監査報告について

報告第 6号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書

意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江海子 君	10番	木 下 八重子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	稲 井 健 二 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	総 務 部 次 長	岡 崎 卓 哉 君

市民生活部長	横山浩丈君
健康こども未来部長	景由隆寛君
建設部長	堀之内孝則君
市立病院事務部長	柳圭史君
教育部長	諏佐孝君
教育部指導参事	鎌田定男君
監査事務局長	菊田健二君
企画課長	高嶋秀治君

福祉部長	鎌田清孝君
産業振興部長	加地幸治君
建設部技監	辻本一浩君
市立病院事務部次長	金子和史君
教育部次長	運上琢諭君
選挙管理委員会 事務局長	和泉譲君
総務課長	須藤公夫君
財政課長	田上智章君

○本会議事務従事者

事務局長	和田英昭君
書記	菊地翼君

事務局次長	壽崎行洋君
書記	林麻結君

開議 午前 9時54分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。この場合10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリント順位11番目の方の質問に入ります。質問及び答弁につきましては、要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

好川議員の発言を許します。好川議員。

○好川議員 おはようございます。新政会、好川でございます。通告に従いまして、質問を行いたいと思います。

◎1、滝川駅周辺地区再生整備

1、旧スマイルビルの解体跡地の再利用について

件名の1でありますけれども、滝川駅周辺地区再生整備に関しまして、旧スマイルビルの解体跡地の再利用について質問したいと思っておりますけれども、この案件につきましては昨日、三上議員の質問が私の質問と内容が一部重なりますけれども、改めて私のほうからも質問させていただきたいというふうに思っております。滝川駅周辺地区整備事業が白紙になりまして、今後多額の費用をかけた旧スマイルビルの解体が予定をされております。解体後の跡地利用の考え方について、昨日の答弁の中でプランとしてはイベントの広場、にぎわい広場など活用を考えているというご答弁がありました。私のほうから、この案件につきましてはちょうど40年前に西友の滝川店がオープンをして以来、当時の原状を私も知りませんが、40年前どのような空き地の中であの西友が建ったのかということと、今度は現実的にこれを解体することになりますと、その後の活用も大事だと思いますけれども、整地された風景とその先に見える町並みを眺めてみて、駅前に広がる全体の風景をもう一度見ながら考えるべきではないかというふうに考えております。北側に向かっては見たことがないという状況がありますので、解体については決まっておりますから、その目的を果たして、それから急いで何かをするのではなく、ただそういう状況の中でもう一度今後の方針を考えてみてはどうかというふうに考えております。その関係も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。岡崎総務部次長。

○岡崎総務部次長 昨日の三上議員のご質問にて答弁させていただきましたとおり、旧スマイルビ

ルにおける解体後の跡地利活用につきましては本年度をめどに検討してまいります、低コストで柔軟に活用できるイベント広場や、そして今ほど好川議員からご提案いただきました内容も含めて、様々具体的な活用に向けた検討を進めてまいります。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 改めてもう一度解体後の駅から見た広場の眺めというものを確認をしながら進んでいったらどうかというふうに思っております。

◎2、建設行政

1、市内各公園の再編について

次に、建設行政、市内各公園の再編についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。現在滝川市の人口もだんだんと減っているという推移にありますけれども、この後物価高騰も含めて公園を維持管理する経費についても相当の金額がかかるというふうに思っております。人口の減も含めた中で滝川市内にある、今のところ多分……多分ではありませんけれども、六十何か所公園があるというふうに思っておりますけれども、それらを含めて統廃合を考えていってはどうかということでもありますから、そのような考え方があるかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 人口減少により公園利用者数が減少傾向にあることや地域町内会に管理していただいている街区公園の今後の管理体制、さらには施設の老朽化に伴う修繕費等の維持管理費の増大といった課題に対応するため、令和2年2月に滝川市緑の基本計画を改定し、都市公園の機能見直しや再編に関する基本方針を定めたところであります。現在当該計画に基づき都市公園の再編、集約による統廃合を順次進めており、今後も社会情勢や人口動態を踏まえながら適切な公園配置に向けて検討してまいります。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 今適切に減少、統合するということでありましたが、現在68か所にも上る公園でありますけれども、もう少し具体的な数でありますとか、あるいは地域というものは今考えていないかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 今ほど議員のお話にありました滝川市内の公園は68か所あります。そのうち公園の再編に当たっては街区公園や地区公園など65公園を対象としまして、地域ごとの施設配置や役割との関係を見据えて40公園まで再編、集約する計画となっております。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 分かりました。ありがとうございました。

次になりますけれども、滝川西公園の改修事業の関係に当たりまして、整備方針についてお答えをいただきたいというふうに思います。これは、新聞報道の中で小学校を対象に大型遊具のアンケートを取ったという記事が載っておりました。この公園については、敷地もかなり広くて、近くにスコレ滝川でありますとかスカイパーク、あるいはゴルフ場、あるいはB&Gというような、そう

いう一帯の地帯がここら辺に集まっているという状況にもあります。そういうことで、一部の報道ではちょっとよく分かりませんでしたので、これは小学校を対象に大型遊具の施設、インクルーシブというそうなんですけれども、アンケートを実施して取り入れたことが新聞に載っておりました。ただ、この後ですけれども、子供や保護者だけではなくて、お年寄りにとっても魅力のある公園となることが望まれ、期待されております。滝川西公園の今後の整備方針について考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 滝川西公園は広大な敷地を有し、駐車場及びトイレを有していることから、そのスケールメリットを生かし、複数のエリアを設定して、子供から高齢者まで幅広い世代の憩いの場として整備する方針としております。今回の改修では、子供向けの大型複合遊具やインクルーシブ遊具などを配置したり、高齢者の方々にも配慮し、園路のバリアフリー化や大型あずまやなどを含む休憩施設を設置するなど、多世代が安心して利用できる環境整備を進めてまいります。今後も地域の皆様、利用者のニーズを踏まえながら、魅力ある公園整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 行ってみますと分かりますけれども、かなり大きな公園になるかと思います。今言ったように、近くを散歩する方々の遊歩道がありますし、何よりもスコーレ滝川が近くにある、あるいはスカイパークがある、こういうような条件の中で、いま一度全体の事業費がもし分かればお聞かせをいただきたいと思いますし、正確には何年度にオープンするのかということがもし分かればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

西公園については、今年度から工事を開始いたしまして、令和9年度まで、2か年の計画としております。そして、事業費につきましては、今年度はもう既に契約済みでありまして、1億2,100万円、来年度についてはまだ物価高騰により価格がはっきりはしないのですけれども、約1億6,000万円ほどの予定をしております。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 今お話しいただきましたように、金額的にも約3億円近くなるのかと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、この地域のことを考えますと、この公園が滝川のシンボリックなものになる要素があると思っておりますので、どうか西町あるいは扇町、そういうエリアをこれからも、いわゆる滝川西公園という名前ではなくて、もう少し空知地方も含めた分かりやすいような公園の名前を考えながら、滝川のシンボルというふうにしてぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

○議長 長 質問で終わらせてください。

○好川議員 質問を終わります。

○議長 長 いやいや、それを、その部分を質問するのですね、最後。

○好川議員 私は今……

○議長 長 要望で終わらないでください。質問で終わってください。

○好川議員 では、お願いします。

○議長 長 では、答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 緑の基本計画の改定において、今まで数があっても利用頻度が低い公園を、今後は魅力ある利用者に喜ばれる公園づくりを目指した計画でありますので、それにのっとり魅力ある公園づくりに努めてまいります。

○好川議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして好川議員の質問を終了いたします。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷猛男です。それでは、通告に従い質問させていただきます。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、火薬庫の誘致について

まず、件名の1、市長の基本姿勢、項目の1、火薬庫の誘致について伺います。市長は、自衛隊の弾薬を保管する火薬庫の誘致について積極的に取り組んでいますが、それで平和な未来を子供たちに引き継いでいけるのでしょうか。もし軍事衝突が起きる際は、ミサイルや弾薬庫が真っ先に攻撃目標となることは軍事的な常識ではないのでしょうか。日本共産党の発行するしんぶん赤旗4月1日付の記事では、アメリカの中央軍が公表したイラン攻撃の標的リストにおいてもミサイル製造施設及び弾薬庫、地対空ミサイル施設などが列挙されていることを紹介しています。火薬庫誘致は、市民生活の危険を高めることにつながると考えますが、市長の見解を伺います。

あわせて、火薬庫誘致は本市の平和都市宣言の趣旨に反すると思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 火薬庫の誘致についてのご質問ですが、陸上自衛隊滝川駐屯地の充実、強化に向けた火薬庫の誘致は本市のみならず、北海道全体の防衛体制の実効性向上や抑止力の向上につながることから、市民の皆様へ安全確保に寄与するものと考えております。また、国は火薬庫の増強に伴う防衛体制の強化により我が国への攻撃に対する抑止力、対処力を高め、攻撃の可能性自体を低下させるものであると説明しているところであり、火薬庫の誘致に当たっては市としても市民生活に危険が及ぶことがないよう国に対して万全な安全対策を要請してまいります。なお、火薬庫の誘致は本市に駐屯する第10即応機動連隊が任務遂行に必要な設備を増強するものであり、平和都市宣言の趣旨に反するものではないと認識をしております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

今抑止力という言葉が出てきましたので、抑止力について私なりに考えてみたのですが、これは相手をひるませる、そういう力だと思うのですが、そういう意味では抑止力があるかどうか、これは相手次第ということではないのでしょうか。そして、相手の立場に立って考えますと、一時的には

ひるむかもしれませんが、それを乗り越える、そういうふうを考え直すのが人ではないかというふうに思うのです。ですから、抑止力というのは一時的なものではなく、どんどんお互いに相手の力を乗り越えるということで拡大していく、そういうものではないでしょうか。ですので、安全性ということについては、常に整備をしていくことで危険な方向に向かうというふうにちょっと私は思うのですが、それについて市はどう考えるのか伺いたいと思います。

それと、平和都市宣言の関係ですが、平和都市宣言は争いを起こさないために理解し合うことの重要性を説いています。理解し合うということでいけば、心を開いて信頼関係を築いていくことではないでしょうか。しかし、抑止力というのは拳を振り上げて相手に向かうようなものですが、そういう姿勢で信頼関係を本当に築いていけるのか私は疑問を感じるのですが、それについて市はどう考えるのか改めて伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 抑止力の定義ということでございます。なかなか国防についての考え方そのものを防衛省のような形で私のほうから答弁することは難しいというふうに思いますが、先ほど申し上げましたとおり、国全体の国防の力を持つことによってこういった攻撃がされるのではないかというご指摘でしたけれども、そういった部分への抑止力につながるということは国が言っているとおりだというふうに思いますし、また要望の中でも国防において駐屯部隊側から近傍に火薬庫を整備してほしいと、そういった要望を受けて、長年の自衛隊との協力体制の中でそういったところを市議会の皆さんと一緒に国に対して今要望を行ってきたところでございます。そういった意味では市議会の皆様と意思も一緒だというふうに考えておりますし、また平和都市宣言、これにつきましてもどういったことが起こり得るかということまで突き詰めていきますと、いろいろ議員のお考えもあるというふうに思いますが、核兵器ですとか、そういったところの当時定めた趣旨から考えますと、そういったところには抵触しないというふうに考えてございます。

○議 長 発言してください、議長というふうに。寄谷議員。

○寄谷議員 1点だけ確認したいのですが、昨日自衛隊駐屯地の周辺でドローンを飛ばすことに関しての質問がありましたが、新聞では300メートルという範囲が拡大されたという記事が出ていました。これまで自由に飛ばせたものが飛ばせない、監視が厳しくなっているということは、市民から見たら本当に世情がだんだん厳しくなっているのではないだろうか。そういうことでそういう装備をしていくということは本当に安全なのだろうかと不安を感じると思うのですが、それについて……

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議 長 関連があると認められるので、もう少し質問を続けてください。

○寄谷議員 抑止力の考え方というものはあるのですけれども、そういうものに対して……

○議 長 簡潔にお願いします。

○寄谷議員 そういう情勢の中で市民の方が非常に不安に感じるとしますので、その中で弾薬庫の誘致を進めていくということは市民にとっては本当に不安になるのではないかと思いますので、それについて市のほうとして説明とか必要になってくるのではないかと思いますのですが、それについてち

よつと考えを伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、ドローンの制限が高まってきているのは、市民に不自由をかける、ということは駐屯地は迷惑施設であるというふうに寄谷議員はお考えなのでしょうか。国防という観点から国のほうが決められた中で行われているわけでありまして、それは私どもがどうしても従わなければいけない国を守るためには必要な制約ということですので、それは私はそのことによって迷惑を被るということにはならないと思いますし、市民の皆さんも十分今までの自衛隊の活動、災害派遣または地域への貢献、それをご存じの方々はそんな迷惑だなど、困ったなという話に私はならないというふうに考えております。そしてまた、火薬庫について誘致をした場合に危険が伴う。今、日本各地でこれから弾薬庫の設置が進められようとしている中において、では滝川市には造ってほしくないから、よそのまちに造ってくれと。滝川が攻撃されたら困るから、隣町にしてくれと、私はそういう考えは持ち合わせたくないです。あえてこのまちにある駐屯地の機能性を高める、即応性を高めるために火薬庫を誘致するという考えは私は進めるべきであるというふうに考えて、今お願いをしているところでございますし、まだ要望しただけで、設置も何も決まったわけでもございません。これからの話でございます。いたずらにこのような質問をいただいて、市民の皆さんの不安をあおるということは私にとっては非常に不快なことでございます。

○議長 長 寄谷議員。

◎2、行政運営

1、自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供について

2、選択的週休3日制の導入について

○寄谷議員 次の質問に移ります。行政運営、自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供について伺います。要旨の1、本市では、毎年5月頃、その年度中に18歳及び22歳になる市民の氏名、生年月日、性別、住所の4情報を紙媒体で自衛隊に提供しています。この自衛官等募集に係る対象者情報の取扱いについて不明点等があれば相談を受け付けていますが、相談実績について伺いたいと思います。もし相談実績が極端に少ない場合は、相談や意思表明をしやすい仕組みへの変更が必要だと思いますが、併せて考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 本市におきましては、災害等における被災地支援など自衛隊が重要任務を担い、併せて滝川駐屯地の存在が地域振興に大きく寄与していることから、自衛官等募集事務に積極的に取り組んできております。自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供につきまして、不明点などに関する相談を受けた実績は現在のところございません。市のホームページに掲載している対象者情報の提供につきましては、より目に留まりやすいよう年度明けのタイミングで新着情報としているほか、広報たきかわ5月号にも毎年掲載し、市民の皆様への周知に努めているところであり、当面は同様の方法で継続をしたいというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問いたします。

自衛隊が果たしている役割に対して市は積極的に支援しているということなのですが、市の役割としてそういう一面はあるとしても、もう一面で個人情報に対して適切に管理する、そういう立場があるのではないのでしょうか。自衛隊に提供されている個人情報については、非常に重要な権利であることが個人情報の保護に関する法律等でも示されているとおりでと思います。それについてほかのまちでは自衛隊に提供する名簿からの除外を求める、そういう方が何人かいらっしゃいます。それを見ますと、滝川市で相談件数がゼロというのは本当に相談したい方がいないのではなくて、相談、意思表示しやすい、そういう制度になっていないことに問題があるのではないかと思います。ですので、この権利の重要性に鑑みて相談、意思表示しやすい、そういう制度への改革というのが必要ではないかと思いますので、市の持っている個人情報を守る、そういう立場の点からどうお考えになるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、個人情報保護法、それから条例、これらに対して今私どもで行っている事務については抵触するものではないというふうに判断をしております。国会の答弁においても、る個人情報保護法についても触れられております。様々な専門家の方々の見解というのはあろうかと思いますが、まず政府、国のほうで正式に表明される見解、あるいは令和3年の通知というものがありますが、防衛省と総務省から出されている通知、こういった国の正式な見解を基に私どもは法定受託事務として適正に取り扱っていきたいということがまず基本でございます。また、丁寧に意思を確認するべきだということだったかというふうに思いますけれども、一応政府の見解の中でも例えば本人の同意ですとか、そういったことについては市町村長が当該募集の対象となる本人から同意を得る必要がないものと承知しているというのが国会答弁での正式な文言になってございます。こういった政府の公式見解を受けて私どもは、先ほど申し上げたとおり、法定受託事務としての適正な事務を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の要旨の2の質問に移ります。北海道弁護士会連合会から自衛隊への個人情報提供に関する意見書が各市に提出されています。この意見書では、自衛隊への個人情報の提供に当たっては本人の同意を得ること等を要請しています。この意見書に本市も従ってはどうかということをお願いしたいわけではなくて、本市の場合法令に基づいて適切に行っているということなのですから、まちによってはそれについて疑義があるということで、本人から除外申請を受けたりとかしているまちもあります。そういう意味で、弁護士会から提出されている意見書の内容について本市として改めてこれまでどおりでいいのかどうなのか再考する機会になるかと思いますので、この意見書の内容をどのように受け止めているのか、考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 北海道弁護士会連合会からの意見書につきましては、同連合会が事前に道内自治体に対し実施した自衛隊に個人情報を提供することに関する調査の結果に意見を付して、道内自治体に

対し一律にフィードバックされたものと認識をしております。本市としましては、自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条に基づき防衛大臣からの資料提出の求めに応じて住民基本台帳の一部の情報を提供しており、国からの法定受託事務として現行法に基づき適正に実施しておりますが、今後も法令や国の見解を基に適正に対応してまいります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。項目の2の選択的週休3日制の導入について伺います。これについて昨日も質問されているところがありますが、ちょっと私の問題意識と違いますので、改めて質問させていただきます。選択的週休3日制が試行されていますが、週の勤務時間を変えずに行うことから、勤務時間を割り振らない日を1日取得するために勤務時間を割り振らない日の勤務時間分、7時間45分を週休日及び勤務時間を割り振らない日以外の4日間に割り当てることとなります。この制度は、フレックスタイム制のさらなる柔軟化とされていますが、これでは勤務時間が長くなる4日間の生活が窮屈になるのではないのでしょうか。それではフレックスタイム制の趣旨から外れないか私は疑問を感じる場所ですので、これが市職員の働き方の改善になるのか、ちょっと市の考え方を伺いたいと思います。特に子育て世帯の職員は、子供の在宅時に自宅で過ごす必要性が高いのではないのでしょうか。それを考えると、この制度を利用するのは難しいのではないかと思います。試行の総括に当たっては、勤務時間を他の勤務日に割り振らない労働時間短縮による週休3日制というのも検討に値するかと思いますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 選択的週休3日制に関してのご質問についてお答えいたします。

現在試行運用しております選択的週休3日制につきましては、ご指摘のとおり勤務時間を割り振らない日の勤務時間分、7時間45分ですけれども、これを週休日及び勤務時間を割り振らない日以外の4日間に割り振るものでございまして、具体的には平日のいずれか1日を休日とする代わりにその日の勤務時間7時間45分を1週間の残りの平日4日間に振り分けることとしております。このため、1日当たりの勤務時間は9時間30分または9時間45分となり、例えば休憩時間を含めると、7時30分勤務開始の場合は18時15分、または18時30分に勤務終了、9時30分勤務開始の場合は20時15分、または20時30分に勤務終了となります。当該制度につきましては、職員に多様な働き方を提供するため、あくまでも職員の申告を基に公務の運営に支障がない場合に勤務時間を割り振るものでありまして、先ほど申し上げましたように、勤務時間を割り振らない日のほか、勤務開始や勤務終了の時刻についても選択ができることから、フレックスタイム制の趣旨に沿うものであるというふうに考えております。しかしながら、職員ごとに状況は異なりますことから、1日当たりの勤務時間が長くなることも含め、子育て世帯に限らず広く意見を集めまして、試行内容について検証し、それを基に今後の制度の在り方について検討していきたいと考えております。なお、労働時間の短縮につきましては、本市の給与制度は国家公務員に準じたものであり、給料月額のみならず、勤務時間についても同様とする必要がありますことから、現時点では労働時間短縮による週休3日制を検討する考えはございません。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

この制度は、賃金を減らさずに週休3日を採用する、その方法としてあると思うのですが、この制度があることで何が変わるのかというところはちょっとよく分からないので、確認したいのですが、もしこの制度がなければ週休3日制にするためには1つは有給休暇を取得する、あるいは欠勤するということになるのではないかと思います。欠勤する場合、本人がこなさなければならぬ、そういう業務があればほかの日に残業することになるのではないのでしょうか。私からすれば、これまでの制度のほうが本人にとって何か都合がいいのではないだろうか、この制度を採用することで何かメリットがあるのかなというところがよく見えないのですが、その点について実利があるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 実利があるのかということでございます。ご説明申し上げましたとおり、選択的3日制ということでございまして、フレックスタイムについても同様ですけれども、まず必ず取得しなければならないという制度ではないということで、選択肢の一つとして広げるという趣旨でございます。3日制を先行して導入した自治体が高い取得率を取っているかという、必ずしもそういう数字ではありませんが、あくまでも選択肢として、ご家庭の中にどういう状況が発生するかということもありますので、使い得る制度として活用していきたいというふうに考えております。ケース・バイ・ケースで年休を取得することのほうが優先されるのではないかと、そういったことは当然あり得ると思います。制度ですので、取るという権利はございますし、ただ年間通じてこういう事情であれば週休3日制を活用したいですとか、国で始められたことを考えますとそういったケースもあろうかと思っておりますので、そういったことも含めて試行で確認をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長 長 寄谷議員。

◎3、防災行政

1、災害時の避難所について

○寄谷議員 次の質問に移ります。件名の3、防災行政について伺います。項目の1、災害時の避難所について。小中学校の統合後の校舎の活用については昨日質問されていましたが、避難所機能の維持という点からちょっと質問したいと思います。要旨の1、今年4月に策定した第2期後期滝川市小・中学校適正配置計画では、江部乙小学校、西小学校、第二小学校、開西中学校の統合を予定していますが、それぞれの学校は統合により災害時の避難所としての指定から外れることになるのか、あるいは継続されることになるのか伺いたいと思います。身近なところに大きな避難所があることは、地域住民の安全、安心となり、特に江部乙地域の避難所が農村環境改善センターだけとなれば避難者が集中し、混乱するおそれがあるのではないのでしょうか。学校統合後も避難所として活用できるよう日常的な施設の保全が必要だと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 災害時の避難所についてのご質問ですが、本市では災害対策基本法に基づき災害の種

類ごとに避難所を指定しております。指定避難所は、災害発生時に命を守るため被災者が一定期間避難生活を送ることができる施設として位置づけており、現在市内にはコミュニティセンターや各学校等の公共施設29か所を指定避難所として定めています。ご質問にあります滝川市小・中学校適正配置計画に基づく学校統合後の避難所の指定につきましては、当該地域における避難所機能をどのように維持していくか、また統合後の施設の状態や環境が避難所として求められる機能、要件と合致するか否かによって判断されることとなります。現時点において統合後の施設の利活用についてはこれからの検討ということでございますので、地域住民の安全確保を念頭に置き、避難所の指定についても考えてまいりたいというふうに思います。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 これからどうなるかというのはこれからだという答弁のように聞こえたのですが、学校というのは施設として非常に大きいものですので、もしそれを維持していくということになれば、たやすいことではないと思います。学校統廃合後の活用についても、大きい施設については統合後ではなくて、今から考えるべきではないかというふうな質問を昨日されていたと思うのですが、私もそのように思います。活用の仕方としていろんな活用の仕方があるかもしれませんが、大きな学校を一つの組織が管理運営していくというのは非常に難しいことだと思いますので、それについては統合前の今から模索していく、そういうことをしていかなければならないものだと思います。単純にはいかないかと思いますが、今からでも検討するということが必要かと思いますが、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 この後小学校、中学校等の統廃合の計画に基づいて、その後の避難所の在り方ということでございますけれども、その統廃合の後の対象となる学校そのものが今後どういう機能として位置づけられていくのか、形態になっていくのかも含めて、指定避難所としてそこが使えるのかどうか、そういったことも一つの見極めは並行してしていかなければならないものだというふうに思います。そして、必要な避難所としてのキャパシティ、大きさ、収容数、そういったものは勘案をしながら、学校施設そのものが避難所として適したものではないというふうにもし仮に判断された場合には、例えば民間施設含めてどういったところに避難所機能を求めていくのかと、そういったことも含めてその在り方は検討していきたいというふうに思います。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の点についてちょっと再質問させていただきますが、統合後どのような活用をしていくのかということによって今後の統合までの間の管理の仕方が変わってくるのではないかと思います。統合後どうするかを含めていくことで今後の管理の在り方が変わってくると思いますので、そういう意味では統合後学校の状況がどうかということを考えてということでは遅いのではないかと思います。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 適正配置計画の中で統合が想定されている年次があると思います。それまでの間はまだ学校として使われているものだと思いますので、適正に管理されているものだというふうに思いま

す。

○議 長 寄谷議員。

◎４、中東情勢による市民生活への影響

１、中東情勢による物価高・資材不足による影響について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。件名の４、中東情勢による市民生活への影響について伺います。項目の１、中東情勢による物価高・資材不足による影響について伺います。要旨の１、本市では子育て、若者夫婦世帯等に対して新築住宅取得助成事業や住宅改修助成事業などを実施していますが、住宅改修の補助金交付申請数は想定を上回る勢いで増加しているようです。しかし、建築事業者からはホルムズ海峡封鎖等の影響によりシンナーや塗料、接着剤の入手が困難、照明器具等の入荷が遅延しているとの声が届いています。滞りなく助成事業を実施できるのか、状況について伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 初めに、６月９日時点の住宅政策事業の現状と今後の予測について答弁させていただきます。

まず、現状でございます。新築住宅取得助成事業は、当初予算での申請予定件数を５件、予算額を１，２５０万円としていますが、現在は１件、２５０万円の助成となっております。次に、中古住宅取得助成事業は、同様に２０件、３，０００万円に対しまして５件、６５０万円の助成となっております。次に、住宅改修助成事業は、同様に１００件、３，０００万円に対しまして１８９件、３，５８５万６，０００円の助成となっております。細節内の予算として見ると既に上限を超えているのですが、同一科目の中古住宅取得助成事業補助金の中から現在流用で対応しているところでございます。最後に、住宅解体促進事業は、同様に１０件、５００万円に対して７件、３１４万円の助成となっております。

今後の予測でございますが、市内事業者からの聞き取り調査をした上での申請件数予測として新築住宅取得助成事業は５件を、中古住宅取得助成事業は１０件を、住宅解体促進事業は１０件をそれぞれ見込んでいるところでございます。なお、住宅改修助成事業につきましては、同一科目内の中古住宅取得助成事業で見込んでいる執行残を全額活用して助成するとすれば、おおむね６月下旬まででさらに３８件の受付をすることが可能ではあるのですが、引き続き市内事業者等への聞き取りを行うなどして補正予算等含めた今後の方針をしかるべき時期に判断していきたいと考えています。

また、中東情勢による影響についてでございますが、中古住宅を取得してリフォームするなどの場合は申請者個々の判断による改修となりますため、一部の製品で納入が遅れるなどの影響がある可能性はありますが、現時点で住宅施策推進事業全般においてそうした申出は受けてございませんので、滞りなく事業は実施できていると考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

現在のところ影響は出ていないということなのですが、この中東情勢の影響というのはこれから出てくるのではないかなというふうに私は想像しています。それで、この事業との関係で出てくる問題としては補助金増額の変更を求める相談がもしかしたらあるのではないかな。物が入ってこない、物が値上がりしているということで、当初考えていた以上のお金がかかってしまうということでの相談ではないかと思います。この申請内容の変更については、本市の助成事業では減額のみ受け付け、増額の変更は受付はしていません。しかし、今回のこのホルムズ海峡封鎖の影響による値上げがあるとすれば、それは当事者にとって不可抗力の問題です。現在国の補正予算で重点支援地方交付金が決まりましたが、その推奨事業メニューにはこれに関するメニューというのは上がっていません。そういう意味では、もし建築助成について行くとすれば市の独自事業として行うことが必要になってくるのかなと思いますが、今のこの情勢の下で市として独自事業として行うことは考えているのかを伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 まず、前提といたしまして、申請者と工事事業者が契約をすると思うのです、工事をやるとすれば。その中でまず申請をして、そのものが入るといときに事業者はきっとそのものの値段を定めて契約すると思うのです。ということでいくと、物が契約した時点、そして我々の補助決定を受けるということであればいついつまでに工事が完了しますよということを出してもらって、その後最終的には3月ぐらいまでに完了実績報告書というのを上げてもらうことになりますから、その間に価格が上がったから契約が変わりますという、そういう契約は成り立つのでしょうか。多分事業者と申請者が幾らですよと言われて、出す方も自分の家計なりの価格とかをいろいろ考えて、その値段ならできるということで協議すると思います。ですから、この事業そのものがまず先にそういった契約がなされて、それに対して我々が補助を出すということでございますので、現時点では相当考えにくいお話ではないかなというふうに思っております。

新たな国のメニューの関係ですけれども、重点支援ではないということで、市として新たなメニューをとということですが、今現在そのような考えはございません。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移りますが、2番目の要旨の2については昨日三上議員の質問で説明されているところですので、取り下げたいと思います。

◎5、教育行政

1、ホール機能の整備等について

それで、次の教育行政、ホール機能の整備等について伺います。第1回定例会において、小ホール機能の整備につきましては第2期小・中学校適正配置計画の策定後、地域並びに文化関係団体等と相談していきたいとしていました。その後の進捗、計画について伺います。

また、地域とも相談していききたいということは、学校施設跡地の活用としてホール機能としての活用にとどまらず、そのほか地域絡みの活用を考えているのかを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ホール機能の整備等についてのご質問ですが、令和8年4月に教育委員会において第2期後期滝川市小・中学校適正配置計画を策定したところでございます。この計画を踏まえつつ、開西中学校跡地を活用したホール機能の設置などに向け、教育委員会と共に準備を進めているところでございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

ホール機能の整備ということではハード面に目が行きがちなのですが、これは文化、芸術活動を育てるためのプランターのようなものではないでしょうか。私は、それを考えれば使う市民団体、そういう方がどういう活動の場を求めているのか、それを初めから市のほうで把握して、市の中で検討されるべきかなというふうに思いますので、まず市役所の中で相談して、あらかた形ができてから市民に提案するというのではなくて、初めから市民含めて意見を聞いて、どういうものがいいのか、そういうことを検討していくべきではないかというふうに考えますので、その点についての考え方を改めて伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ホール機能に関して住民の声を先に聞くべきではないかというご指摘かと思います。この住民意見につきましては、先般の駅周辺整備事業の進捗の中で、様々市民からご意見を頂戴した経過があるというふうに認識しております。これらの意見を全くなかったことにするのではなく、無駄にせずしっかりと受け止めまして、まずはこの機能の設置に向けてそれらを前提に教育委員会と共に準備を進めていくという考えでございます。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

今回進められようとしている小ホール機能の整備ということでは、駅周辺にあった、その場所で再びどうだということではなくて、場所も規模も違う形で行われようとしています。そういう意味では、駅周辺再整備でいろいろ意見を集めたことについては大事な資料として活用すべきですが、それとは違う要素もありますので、違うものについて意見を聞く必要はあるのではないのでしょうか。第一小学校については、既にワークショップ等が始まっています。そういうことでいけば、小ホールについても同じようなワークショップを開いて、市民の意見を聞くべきではないかと考えるところですが、答弁をお願いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 この場所でのホール機能の検討に当たりましては、その具体的な中身がまだ定まっている状況ではございません。先ほど申し上げましたとおり、基本的なホールに求めるお考えについては十分反映をさせていただきながら、例えば構想がまとまってきた段階で新たに意見が必要なのかどうか、そういったことも教育委員会と協議の上、判断をしながら、必要であれば対応していくということで考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 最後に1点伺います。

今市役所の中で話し合われているということですが、それがいつ出てくるのか市民は非常に期待していると思いますが、いつ頃明らかになるのか、そういうスケジュールのめどがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まだ具体的な中身をいつお示しできるのかということにつきましては明言できる状況にございませんが、学校の統廃合の時期が想定されておりますので、そういったスケジュールからしっかり逆算をして検討していきたいというふうに思います。

○寄谷議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口です。それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、太陽光発電施設建設の規制について

2、市立病院を含む中空知地域の医療連携について

3、J R北海道赤字線問題について

まず、市長の基本姿勢ですけれども、太陽光発電施設建設の規制についてお伺いします。昨今釧路市をはじめ全道各地で太陽光発電施設、メガソーラーの建設問題が発生しています。本市の現状と今後の規制についての見解をお伺いいたします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 太陽光発電施設建設の規制についてのご質問にお答えいたします。

太陽光発電事業等の開発行為を行うに当たりましては、事業者は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆるFIT法でございますが、それから環境影響評価法、電気事業法等の関係法令に基づく必要な手続を行い、適用される基準を遵守しなければなりません。事業の規模、区域、事業内容により事業の計画段階や用地確保の際に様々な手続が必要になりますので、事業者から市へ手続に関する問合せがあった際には適切に必要な手続が行われるよう十分な説明を実施しておりまして、現在市内で問題が発生している事案として把握しているものはございません。また、昨今の地域でトラブルを抱える太陽光発電事業が増加していることを受け、不適切な事案に対する法的規制を強化し、事業者による環境配慮の促進を図るため環境影響評価法、いわゆる環境アセスメント法でございますけれども、これに基づく環境アセスメントの対象事業を見直す施行令の改正が検討をされております。現在環境省が実施中のパブリックコメントで示されている改正案は、事業者が環境影響についての調査、予測、評価と環境保全対策を行う環境アセスメントを実施しなければならない太陽光発電事業の規模要件を現行の出力数4万キロワット以上から2万キロワット以上に見直すもので、施行予定期日は令和9年4月1日とされております。この環境アセスメント法に限らず、関係法令による規制強化に向けた検討が国で行われておりまして、森林法による林地開発許可制度では許可条件違反に対する罰則の新設や許可基準が見直される等、既に取組が進

められているものもございます。こうした関係法令による規制強化に加え、北海道が定める北海道環境アセスメント条例により法の規模要件に満たない事業に対する環境アセスメント制度が設けられておりますので、道条例による規制強化の動向についてもしっかりと確認し、太陽光発電事業等に対する規制の在り方について検討をまいります。

○議 長 山口議員。

○山口議員 それでは、再質問しますけれども、現在のところは問合せもないということで、まず確認をしたいと思います。それから、周辺の自治体でも条例等をつくり始めているのですけれども、今答弁あったような様々な国とか道の規制があるにもかかわらず、各自自治体で規制条例をつくり始めているというのはどういうことなのか答弁をお願いします。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 再質問に答弁をしたいと思います。

まず、1点目でございます。現在のところ問合せはないということについて確認をしたいということでございますけれども、現在市内で問題が発生している事案として把握しているものはございませんということで、先ほど申しましたけれども、法令等に基づく問合せ等ということで申しますと、案件としてはございます。

それから、2点目でございます。周辺の自治体も条例を制定しているが、国、道の規制があるのになぜそのような形になっているのだろうということでございます。道内で現在把握しておりますのは、条例制定が8つほどあるというふうに捉えております。この条例といいますか、条例制定をする先進自治体、通常ですと大きいまちがいろいろ、空き家条例とかもそうですけれども、つくっていくというような形になっていくのですけれども、この条例はちょっと形が違っておまして、人口10万以上の都市でいいますと苫小牧と釧路の2つのまちでございます。これらの市でいいますと、特徴的なのは湿原等を持っている、それから国立公園等を持っているような自治体でございます。そのほかにつくっているまちがどういうところかといいますと、登別、それから北斗市、根室市、それから道北の士別市、管内でいいますと赤平市、三笠市、そして報道等で明らかにされているのは美唄市で検討されているというふうにお聞きをしております。大きくは山林を多く持っているような自治体、こういった自治体でできていっているのかなというふうに思っております。なぜ国、道の規制があるにもかかわらず条例をつくっていくのかということでございますけれども、FIT法の仕組みの中でも法律に基づいて制限をする部分と、それから条例を制定した場合はそれに従ってできる部分というのがございます。そういった部分で、例えば景観を大切にしますとか、先ほど申しました湿原ですとか、生態系を大切にしますとか、そういった目的がある場合に条例を制定しているというふうに捉えております。ですので、まず先ほど検討と申しましたけれども、滝川市として大切にしていくなすべきものは何なのか、条例で守れるものは何なのか、こういった基本的な部分から勉強をしながら必要性について検討をしているという状態でございます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 問合せはあるということですが、やっぱり現状における規制で漏れるものがあるから、また新しいものをつくるということなのですか、これ問合せが既に来ていて、例え

ば景観を守るといえば江部乙の丸加高原とかというのも滝川市にはあるわけですから、こういうものが侵されないために市長は、所管はこうやって言っていますけれども、規制をしたほうが良いというふうには思いませんか。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの山口議員の質問でございます。今市民生活部長が答えましたように、各市で条例もつくられてき始めておりますし、道、国のほうもいろいろとアセスメントが厳しくなってきております。滝川市においてもいろんなうわさが流れておりますし、元のゴルフ場が太陽光の地になったということもございまして、乱開発されることはやはり非常に問題だというふうに思っていますので、私のほうからは市民生活部のほうには早く条例をつくってほしいなという要望は上げております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、次に行きます。市立病院を含む中空知地域の医療連携についてお伺いします。今年の3月に開催されました中空知地域医療構想調整会議の内容及び地域医療連携推進法人の設立に対する市長の見解をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 中空知地域の医療連携についてのご質問ですが、3月26日に中空知地域医療構想調整会議が開催されました。会議では、現在国で作成中の新たな地域医療構想のガイドラインで各病院が設定することになる予定の医療機関機能を中空知の各公立病院に当てはめて、医療機関機能を基にどのように分担、連携していくかについて令和8年度も継続して協議することになりましたが、この中で各公立病院を中心に一つにまとまって進めていく体制が必要なのではないかとの意見が多く寄せられ、地域医療連携推進法人の設立に向けて準備組織を設置し、具体的に検討することを決定したところです。法人設立に向けたスケジュールとしては、5月28日に開催された専門部会において来年春の認定に向けて10月2日までに地域医療連携推進方針案を策定し、北海道に提出することを目標に定め、早速6月3日に設立に向けた準備会として中空知の各公立病院と滝川脳神経外科病院による事務長会議を開催いたしました。今後も精力的に会議を行い、検討を進めてまいります。当院としては、砂川市立病院と連携しながら滝川市立病院の果たすべき役割としてこれまで同様の地域に必要な外来と急性期医療を担い、回復期、慢性期医療や在宅医療への円滑な連携を図り、持続可能な地域医療提供体制に貢献したいと考えており、他の公立病院と連携を密にして、法人設立に向け取り組んでいきたいと考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 会議の後にすぐ準備委員会ですか、準備会みたいなのもできましたし、とてもいいなと思うのですが、そもそも連携をしようというのは砂川の市立病院の院長が言い出したのですけれども、そのとき前田市長はそれはぜひ一緒になってやるべきだというような意見を述べていましたけれども、ほかの自治体の首長との話合いとかというのはその後進んでいるのでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問でございます。山口議員が社協の会長としてちょうどその会議に出

席されていまして、そのご様子は御覧になったというふうに思います。横田事業管理者が発言をされ、私はそうだと。国、道が中心となってスピーディーにこれを進めてほしいと。まずは準備組織を立ち上げるのが最初であるという話をさせていただきまして、その準備が加速度的に進んできたなというふうに思っております。他の首長におきまして、まず砂川市長とは個別に打合せをしましたし、ほかの首長も私の発言のときにその場においてそうだという声と、会議が終わった後も力を合わせてやっていこうねという発言をいただいておりますので、他の首長も同様の考えを持って、スピーディーさを期待しているというふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは次に行きます。ＪＲ北海道赤字線の問題についてお伺いします。ＪＲ北海道は、赤字路線の解決策として上下分離提案などを考えていますけれども、滝川市として対応をどのように考えているのかお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ＪＲ北海道が運営するいわゆる黄色線区についてのご質問でございますが、まず上下分離方式とは鉄道の運行や旅客サービスを鉄道事業者が担い、線路や駅などのインフラの保有や維持管理を自治体などが担う手法であり、まだＪＲ北海道から詳細な提案は受けておりませんが、鉄道インフラの管理には大きな財政負担が生じるものと考えております。本来鉄道につきましては、住民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であり、その維持については国が主体的に対応すべき課題であると考えております。今後につきましては、ＪＲ北海道を含めた国及び北海道の今後の動向を注視しつつ、沿線自治体で構成する根室本線対策協議会を主体に対応を検討するとともに、根室本線の収支改善に向けた利用促進策については引き続き着実に進めてまいります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 再質問しますけれども、基本的に何年も前からＪＲはいろんなことを言ってきているのですけれども、この上下分離案にしても正式に提案しているというふうにはまだ聞いていないのですけれども、実際のところ滝川市に対してこういう提案は今までされてきたことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 黄色線区についていろいろとお話が過去続いてきたわけでございますが、昨年、今年にかけて上下分離方式の話が出てきた。かなり前にも一回上下の話は出たのですが、そのまま出なくなって、いきなりまた再度出てきたということです。しかしながら、上下分離方式では地元の負担はどうなるのだとか、そんな話は一切ございません。そういう会議も開かれておりません。そういう中においては、私どもは非常に判断しかねるところがありますし、とてもとても上下分離方式、下のほうをそれぞれの自治体を持つということは不可能であるというのが皆さん共通の考えでございますので、それについては提案されたとしてもお応えするものではないというふうに思っております。

本日の道新の１面に音威子府村長の記事が載っておりました。私も全く同感でございまして、今までもそのような発言を続けさせていただいております。この問題につきまして、やはり国が責任

を持って、主体性を持って解決に導いていただきたい。そして、広域自治体でございます道庁がそこにしっかりと入っていただいて、考えていただきたいというのが私の考えでございます。もしも上下分離とするならば、その下のほうを全部新しくして、鉄橋から線路から新しくして、古くなったものではなくて、新しいものを面倒見てくださいというならば考える余地はあるというふうに思っていますので、そういうふうには全くなっておりません。そして、国がＪＲを分割民営化したときに北海道においては７，０００億円のお金を用意しました。その金利をもって運営をしていくと。それで赤字を補填していくということでしたけれども、全くそれができなくなりました。しかしながら、そのお金は今どのように使われるとか、今後どのようにするかということ、使い道も全く示されておりません。それら疑問点が多々ある中で私どもは単に廃線を考えたような提案は全く受けられないという立場でいることをここでお話をさせていただきたいと思います。

○議長 長 山口議員。

◎２、行政運営

１、滝川市内線バスの乗降状況と今後の維持存続について

２、スクールバスの柔軟的運用について

○山口議員 それでは、次に行きます。滝川市内線バスの乗降状況と今後の維持存続についてお伺いします。市営化した滝川市内線バスの乗降数及び収支状況についてお伺いします。

また、併せて今後の市営バスの維持、存続に向けた市の考えをお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市内線の乗降状況と維持、存続などについてのご質問でございます。令和７年度の滝川市内線の乗降者数は８万５，２３４人、収支はマイナス１，３９９万円となりました。令和７年度からの運行主体変更により集計方法などの仕組みが変更となりましたことから、それぞれの値を単純に比較できませんが、今後もさらなる利用促進策の推進が必要な状況でございます。本市としましては、公共交通事業者をはじめ利用者の代表者などで構成される滝川市地域公共交通活性化協議会を主体に滝川市内線を含めた公共交通の利用促進策を推進しているところであり、今後につきましても利用者をはじめとした様々な立場の方々からのご意見や滝川市内線の利用状況などを踏まえながら、路線の維持に向けた対応を関係機関一丸となって取り組んでまいります。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 大事なことは、市営バスを長く維持して、存続するということなので、対策を早急に打っていく必要があるというふうに思っているのですけれども、市民を交えた対策会議みたいなものを予定していると思うのですけれども、やっぱりとにかく使ってもらわないと駄目になってしまうのですから、ＰＲも大事ですけれども、いろんな意見を取り入れて施策を打っていくことが必要だというふうに思っておりますけれども、市の考えをお伺いします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 利用促進策等々のお話がありました。先般私は市内循環線に何度か乗って、一周を試みまして、各バス停でいろんな方々の乗降状況を見させていただきました。ほとんど乗ってい

ないところもあれば、乗るところもある。その日によっていろいろ変わってくるのでしょうけれども、やはりそれらをしっかりと把握していきながら必要なバス停、また使われていなければバス停を廃止するところがあってもいいのでないかなと。その分、別なほうに延ばしていくという可能性も考えてもいいのでないかなというふうに思っております。よく言われておりますのがふれ愛の里、また今度はあそリバもできましたので、あちらのほうまで乗り入れができないかということもこれからの検討の一つであると今私は思っております、先般空知中央バスの社長にも、委託管理をしておりますので、そのような考えはどうでしょうかというお話をしながら今後検討していこうというふうなお話をさせていただきました。全便ではなくても何便かでもいいですから、私はふれ愛の里やあそリバのほうに行くようなバスをつくって、乗降客数を増やしていくという方法も一つであるというふうに思いましたし、またバス停が各地にあるわけですが、バス停に対してもネーミングライツを取って、次の停留所は山口宅前ですとか、そのようなバス停があってもしかるべきではないかなと、そのようなことも考えておりますので、そのようなことを考えながらさらなる利用促進策につなげていく。ある程度私どもの考え方をまとめながら、市民の皆さん方の意見を聞く場も十分つくって、その中で利用、さらに使っていただけるよう、あくまでも今回の市内循環バスは市民のためのバスであります。市民の皆さんに使っていただかなければなくなってしまう。そうならないように協力をお願いしていくということも必要であると思っておりますので、その点も踏まえた市民の皆さんとの会議を持ちたいと思っております。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは最後、スクールバスの柔軟的運用についてお伺いします。他市では、通学用途以外にもスクールバスを活用することを始めましたが、当市で今後検討する考えはあるのかお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、スクールバスの柔軟的運用について答弁させていただきます。本市のスクールバスにつきましては、市が所有するバスではなく、市内事業者への委託により運行しているところであり、契約に基づき登下校時に運行する通学輸送と校外学習やプール学習、スキー学習などの際に使用する随時運行を実施しております。この随時運行につきましては、市内各校において頻繁に活用されており、登下校時の通学輸送と合わせますと既に稼働可能時間のおおむね7割に達している状況であります。また、この契約では国の定める一般貸切旅客自動車運送料金の基準に基づき時間単価と距離単価によって委託料を算定しているところであります。議員ご指摘のとおり、自治体によっては自ら所有するバスの空き時間を活用し、スクールバス以外の用途で運行しているケースもあろうかと思いますが、本市におきましては空き時間を活用して運行を行った場合、その都度随時運行分の料金が発生してしまうことになります。また、現在の委託契約の範囲では、スクールバスとしての用途以外の運行を想定しておりませんし、仮に有償で一般の市民を乗せるということになれば、別の許認可や法的な整理が必要になると思っておりますので、現時点におきましてはスクールバスとしての用途以外に活用することは難しいというふうに考えております。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第20号 議員の派遣について

○議長 長 日程第3、議案第20号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

◎日程第4 報告第4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第4、報告第4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました報告第4号、一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

資料の2ページをお開き願います。初めに、令和7年度の事業報告でございます。まず、学習機会の提供に関する事業についてですが、1のリブラーン講演会の実施につきまして、直木賞作家である桜木紫乃さんを講師にお招きし、フリーアナウンサー、大津洋子さんとのトークライブ形式で開催され、来場者とのやり取りも交えながらお話をいただきました。

2の講座の実施につきましては、12ページまでの記載のとおり、教養講座から健康、運動、趣味、実用、語学、体験講座など一部の中止をした講座を除き61講座、計376回開催いたしました。生涯学習振興会にはより多くの方に受講いただけるよう魅力ある講座づくりに取り組んでいたいておりますが、特に健康、運動講座では定員を大幅に上回る講座があり、健康増進や維持に対する関心の高さがうかがえます。

3、リブラーンいきいきカレッジの実施につきましては、かつて滝川市教育委員会が行っていた福寿大学を引き継いで実施をいただいているもので、内容、登録者数などについては記載のとおりでございます。

12ページ以降14ページまでは、資格検定のほか、その他の事業、各種会議の開催状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、決算報告についてご説明をいたしますが、本法人の当初予算編成は決算が確定する前に事業計画並びに予算案を評議員会で決議する手順となっております。そのため、前期繰越収支差額において予算額と決算額に若干の差異が生じておりますことをあらかじめ申し添えておきます。

それでは、16ページ目をお開きください。収支計算書のⅠ、事業活動収支の部でございますが、A欄、事業活動収入計は決算額1,171万9,691円となり、予算額に對しまして11万6,309円の減となっております。主な要因といたしましては、会費収入の減と一部の講座を中止したため講座受講料が減少したことによる事業収入の減が主なものでございます。

次に、B欄、事業活動支出計でございますが、決算額1,585万6,185円となり、予算額に對しまして38万815円の減となっております。これは、事業費支出のうち、学習機会提供事業に要した経費の一部が講座の中止などによって伴った謝礼金や教材、材料費の支出減が主なものでございます。

この結果、C欄、事業活動収支差額は413万6,494円の不足となっております。

次に、Ⅱ、投資活動収支の部でございます。D欄、投資活動収入計は600万円、E欄、投資活動支出計は203万円でございます、F欄、投資活動収支差額は397万円となったところであります。

G欄、予備費の支出はございませんでした。

これらの結果、H欄、当期収支差額は16万6,494円の不足となり、I欄、前期繰越収支差額の100万7,801円を加えますと、J欄の次期繰越収支差額は84万1,307円となったところでございます。

なお、17ページから27ページにかけましては収支に関する説明資料、その他財務諸表に関する資料、次の28ページにつきましては監査報告でございますので、お目通しください。

次に、令和8年度の事業計画についてご説明いたします。30ページ目をお開きください。まず、学習機会の提供に関する事業、1、講演会の開催につきましては、より多くの会員や市民の皆さんにお越しいただける講演会を企画しているものです。令和8年は、北海道日本ハムファイターズで活躍された元プロ野球選手で、現在タレントや実業家として活躍中の杉谷拳士さんをお招きするトークライブを計画しています。現在11月上旬に開催する方向でスケジュール調整をいただいているところでございます。

2、講座の開催では、34ページまで記載のとおり、会員の方々のニーズを反映させながら、教養講座及び健康、運動講座、趣味、実用、語学講座を中心に新規の4講座を含め60の講座を計画しております。気軽に楽しんでいただく内容が盛り込まれるものとなっております。人生100年時代と言われるようになり、市民の皆さんが生き生きと暮らし続け、健康寿命を伸ばしていくためには、今後もこうした生涯学習振興会が企画する継続した学びの場は大変重要な役割を果たしているものと考えております。

なお、35ページ目から36ページ目まで、その他の事業につきましては記載のとおりですので、お目通し願います。

次に、収支予算をご説明いたします。38ページ目をお開きください。Ⅰ、事業活動収入は1,

243万5,000円、Ⅱ、事業活動支出は1,701万8,000円を計上しております。

次に、Ⅲ、投資活動収入として基本財産取崩収入400万円を、Ⅳ、投資活動支出として特定資産取得支出20万円を計上しております。

Ⅴ、予備費につきましては20万円を計上いたしております。

これらの結果、当期収支差額は98万3,000円の不足となりますが、前期繰越収支差額98万3,000円を充てることで収支の均衡を図る予算となっております。

なお、39ページ目から42ページ目につきましては収支予算に関する説明資料でありますので、お目通し願います。

以上、報告第4号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についての説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第5号 監査報告について

報告第6号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第5号 監査報告について、報告第6号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第5号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査及び同条第7項の規定による財政援助団体等の監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初に、令和6年度の執行事務を対象とした定期監査について報告いたします。監査の対象は教育部、会計課で、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、まず教育部で備品出納簿について年度末の保管状況に係る照合を行っていないもの、予算の流用処理前に支出負担行為承認票を起票し、発注及び検収しているものなどがありました。次に、会計課では契約事務において有効期限が切れた市税完納等確認書を提出した事業者が見積合わせに参加し、落札しているものなどがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。

次に、財政援助団体の監査について報告いたします。監査の対象は滝川市文化連盟で、令和6年度の事業及び財政援助に係る出納その他の事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められましたので、今後におかれましても適正な事務処理に努めていただきたいと思います。

なお、監査意見といたしまして、滝川市文化連盟の令和6年度一般会計の決算額は収入250万2,034円、支出220万9,234円となり、翌年度への繰越額は29万2,800円となりました。経理事務の正確性、緻密性については、今後もより一層適切に対応していただきたい。決算状況を見ますと、収入の多くは会費収入や事業収入であり、前回の監査、令和6年度執行事務以降会員数等が減少していることから、効率的な事業運営に努められるとともに、引き続き加盟団体と連携を取りながら滝川市の文化活動の推進及び郷土の芸術、文化の振興に寄与されることを望みます。

続きまして、令和7年度の執行事務を対象とした定期監査について報告いたします。監査の対象は、議会事務局、農業委員会事務局及び選挙管理委員会事務局で、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、まず農業委員会事務局ですが、会長の市内旅行について旅行日から半年以上経過して旅行命令をし、旅費を支給しているものがありました。次に、選挙管理委員会事務局ですが、契約事務において市税等完納確認書の提出がない事業者が見積合わせに参加し、落札しているものがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第5号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第6号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年1月分から4月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金、基金に属する現金並びに歳入歳出外現金及び預り金の出納及び保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の着眼点及び検査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計及び各基金の現金並びに歳入歳出外現金及び預り金に係る出納事務について計数上の誤りはなく、現金及び預金の管理も適正に行われていると認められました。また、計数以外の書類検査ではありますが、指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第6号、例月現金出納検査報告を終わります。

ただいま滝川市文化連盟の監査結果の講評につきまして、監査意見のところの「決算状況を見ますと、収入の多くは会費収入や事業収入であり、前回の監査、令和6年度執行事務」と申し上げましたが、「令和3年度の執行事務」の誤りでありましたので、訂正しておわび申し上げます。

もう一つありました。例月現金出納検査講評につきまして、「地方自治法の第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年1月分から4月分までの例月現金出納検査」と申し上げましたが、ここは「令和8年1月分から4月分まで」の間違いでございましたので、訂正しておわび申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。

以上で報告第5号、第6号の監査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号及び第6号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、
「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の
実現に向けた要望意見書

意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業
施策の充実・強化を求める要望意見書

○議長 長 日程第6、意見書案第1号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、
「30人以下学級」など教育予算確保・充実と就学保障の実現に向けた要望意見書、意見書案第2
号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見
書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」な
ど教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文
部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 先ほど意見書案第１号のところで私が３０人以下学級など教育予算の確保、拡充でございますけれども、「充実」と読み間違えましたので、「拡充」に訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。本件については、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号及び第２号の２件はいずれも可決されました。

◎日程第７ 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第７、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第２回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 令和８年滝川市議会第２回定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。

６月１２日に開会されました本議会でございますが、本日までの８日間、各議員におかれましては精力的にご審議いただき、提出させていただきました議案全て可とご認定いただきましたことにお礼を申し上げます。今滝川市は様々な課題を抱えているわけございまして、各議員の一般質問の中でも大きく取り上げられたわけございまして。これらの解決に向けて今後も努力してまいります。議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。閉会のご挨拶とします。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和８年第２回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１１時４７分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員